

答 申 第 1 2 2 号
令和 2 年 9 月 2 日
(諮問公第140号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、「参集者」の欄の 1 行目11文字目から15文字目まで及び 6 行目については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、令和元年12月 2 日付けで、「〇〇、平成〇年〇月〇日（〇）現地説明会復命の写し」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和元年12月23日付け大隅林水第548号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第 2 条の規定に基づき、令和 2 年 3 月 23 日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 地番については、個人に関する情報ではなく、かつ特定の個人を識別できるものとは考えられない。

イ 地番について、条例第 7 条第 1 号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当すると思われるので、一部開示を求める。

ウ 参集者、〇〇会長、治山林道協会からの参集者の氏名も、公になっている氏名は開示できるため、一部開示を求める。

エ 地籍図や登録簿には、地番は勿論のこと、住所等まで知ることができる。地番は公にされているということなので、一部開示を求める。

オ 開示文書に参集者の氏名と地番が並んでいることが不開示の理由になるのは理解で

きない。書類によって地番が開示、不開示の時があるのは理解できない。

カ 参集会で集まった地主の方々は全員顔を合わせ、お互いを認識し、話のやりとりをし、個人情報を知ることができたわけなので、私もその立場にいたならば、全員の個人情報等を知ることができたはずだ。

キ 個人情報を守ることも考慮すべきだが、知る権利の方も、公平・公正な審査をお願いする。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書
現地説明会復命

(2) 一部開示決定の理由

ア 参集者にかかる氏名及び地番並びに〈主な質疑等〉に記載のある氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できることから、原則として不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 当該工事地区に係る地籍図及び地番の登記簿を取得することで、当該工事地区に係る関係者（特定の個人）を知ることができる。対象公文書（現地説明会復命）の不開示部分は、現地説明会の参集者にかかる氏名及び当該者の所有する土地の地番であり、地番を開示することにより、特定の個人を識別することができるおそれがある。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年4月21日	諮問公第140号に係る諮問を受けた。
5月21日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
7月30日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
8月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおり、現地説明会復命である。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書を条例第7条第1号に該当するとして一部開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件対

象公文書が実施機関の主張する条例第7条第1号に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

㊦ 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

a 参集者にかかる氏名について

参集者にかかる氏名について、実施機関は上記3(2)のとおり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると主張している。

これに対して、審査請求人は、上記2(3)のとおり、同号ただし書アに該当する旨主張している。

参集者にかかる氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。ただし、このうち〇〇会長の氏名は〇〇の広報に掲載され、誰でも閲覧できることから、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められるため、開示すべきである。

b 参集者にかかる地番について

参集者にかかる地番について、実施機関は上記3(2)のとおり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると主張している。

これに対して審査請求人は、上記2(3)のとおり、同号ただし書アに該当する旨主張している。

地番については、それ自体では特定の個人を識別するものではないが、地番をもとに登記事項証明書と照らし合わせることで、土地の所有者という特定の個人

を識別することが可能になることから、条例第7条第1号に該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、当審査会事務局職員をして、当該地番の登記を確認させたところ、「参集者」の欄の1行目に記載された土地の権利者は、参集者の氏名と一致しないことから、この地番を開示することにより、特定の個人を識別することができるものではなく、条例第7条第1号に該当するとは認められないため、1行目11文字目から15文字目までは開示すべきである。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

対象公文書中、下から13行目の21文字目から29文字目までについても、4(2)イ(イ)bと同様の理由により、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号に該当すると認められるため、実施機関は、当該部分を不開示とする決定をすべきであったところ、原処分において既に開示されていることから、本件に限り、開示を維持するものである。